

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第11号

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の育児休業等に関する規則（平成17年総社市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----------------------|
| <p>(趣旨) 第1条 略 <u>(条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)</u> 第1条の2 <u>条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</u> <u>(条例第2条の3第3号イ及び第2条の4第2号の規則で定める場合)</u> 第1条の3 <u>条例第2条の3第3号イ及び第2条の4第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u> <u>(1) 育児休業に係る子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日(条例第2条の4第2号の場合にあっては、1歳6か月到達日)後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> | <p>(趣旨) 第1条 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>(2) 常態として育児休業に係る子を養育し、かつ、その親である配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、当該子の1歳到達日(条例第2条の4第2号の場合にあつては、1歳6か月到達日)後の期間について常態として養育する予定であつたものが、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 死亡した場合</u></p> <p><u>イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合</u></p> <p><u>ウ 当該子と同居しないこととなった場合</u></p> <p><u>エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過していない場合</u></p> <p><u>2 前項に係る判断は、育児休業の承認の請求があつた時点において判明している事情に基づき行うものとする。</u></p> <p>(任期付採用に係る辞令書の交付)</p> <p>第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>(条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員)</u></p> <p><u>第15条の2 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上の者とする。</u></p> | <p>(任期付採用に係る辞令書の交付)</p> <p>第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。</p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)</p> <p>第15条 略</p> |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。